

ICT戦略室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	センタープリンタ(連続帳票)消耗品(トナー・現像剤)買入	26 OA機器・用品	富士ゼロックス株式会社 大阪営業所	1,915,315	平成30年1月22日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

センタープリンタ（連続帳票）消耗品（トナー・現像剤）買入

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

センタープリンタ（連続帳票）については、平成 25 年 9 月 7 日入札にて、富士ゼロックス株式会社製のプリンタを調達してきたところである。センタープリンタ（連続帳票）で使用する消耗品のトナー及び現像材については、富士ゼロックス株式会社製の純正消耗品を使用しないと、印刷品質及び機器の安定稼働が保証されないことから、富士ゼロックス株式会社製の消耗品を使用する必要がある。また、これらの消耗品については富士ゼロックス株式会社でしか販売されておらず、同社より購入するほかない状況である。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とし、富士ゼロックス株式会社を特名とし、契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G30）

5 担当部署

ICT 戦略室活用推進担当（電話番号：06-6543-7115）